

《 技能実習生受入れの取り組み 》

技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。

制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

当協会では、研修制度から現在の技能実習制度に至るまで、主に建設機械施工職種の実習生の受け入れをしてきました。現在、アジア経済協同組合東京事務所として、協会と同

じビルの6階で事業活動を展開しています。

2020年10月時点で協会員の内、11社で総計約270名のベトナム人及びフィリピン人の技能実習生を受入れてきました。このうちの大半が建設機械施工の職種として実習しています。

実習実施者の作業現場に配属して最長5年間、技能実習指導員の管理・指導の下で様々な建設機械施工の実務実習を修了した後に母国に戻り、高度な技能移転を実現するとともに、経済発展に寄与しています。

一方、2019年4月1日より人手不足が深刻な建設分野をはじめとする14産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材の受入れが可能な「特定技能」での在留が可能となりました。

「特定技能」につきましては、別途紹介をする予定です。

【問合せ先】

技能実習制度；アジア経済研究協同組合
東京事務所

電話：03-3845-2728 担当：江刺家 康之

特定技能制度：（一社）日本機械土工協会

電話：03-3845-2727 担当：保坂 顕治

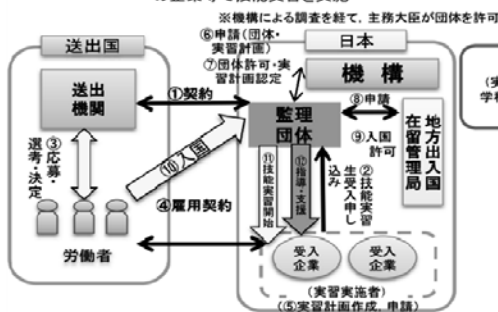


技能実習制度の仕組み

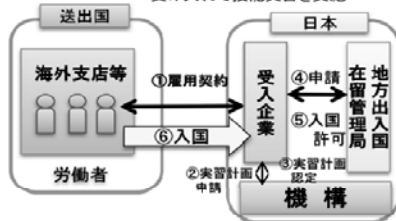
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※平成30年末時点

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ

